3．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～29年
航空機	8年
車両運搬具	2～4年
工具器具備品	2～10年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しております。
5．賞与引当金及び見積額の計上基準
賞与については財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。
また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の支給見積額から前事業年度末の支給見積額を控除して計算しております。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による低価法を採用しております。
7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
平成28年4月1日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0％で計算しております。
8．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9．消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
【金融商品の時価等に関する事項】
1．金融商品の状況に関する事項
当法人の資金運用については短期的な預金に限定しており、主に運営費交付金により資金を調達しております。
未収債権等は、会計規程等に沿って適正に管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	475,847,280	475,847,280	—
⑵未収金	121,020,569	121,020,569	—
⑶未払金	(224,366,030)	(224,366,030)	(—)

（注1）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注2）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
⑴　現金及び預金、⑵　未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
【資産除去債務関係】
当法人は空港等に研究用の実験設備等を設置しており、国及び地方公共団体からは国有財産使用許可書等に基づき、空港会社からは賃貸借契約に基づいて退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する資産の使用期間が明確でなく、将来､移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
【重要な債務負担行為】
該当事項はありません。
【重要な後発事象】
該当事項はありません。
【減損関係】
該当事項はありません。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成28年10月1日
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長　枡田　一彦
須藤　孝予
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上平成28年10月1日）

裁決の公告

栃木県弁護士会が平成27年7月1日に告知した同会所属弁護士松本勝会員（登録番号15420）に対する懲戒処分（業務停止2年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年9月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年9月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。
平成28年9月18日　　日本弁護士連合会